

に理解しておりおかけでも、これについでは一
度、午後、都市計画課長を時れておりおかけで、
その面を報告させていたいと覺えます。
保育手当の問題でおかけでも、先程8番目に
申し上げたものは特殊勤務手当、今日をとら
えてで方ね、一元化で申し上げる話でござい
ますので、個々については全く若干問題があり
ませんで、保育手当は現在3ドル支給して
おりおかけでも、これも現在の労働組合の因
体交渉から要求されたとして一元化実現の統
一費おとづ形で出てます(開保上)をういうふ
なほかの布町林がやつてこられたんでそろひうふ
うにやういう措置をしてござりますけ
れども、やういうものにつけでは当然私達としては
本俸に加算万ペセであるというふうにしてござ
でござります。雇用につくても今後当然雇用
の取扱いについてはどういう危険物の取扱い免
許が必要になつてくことを見ての方ので、職員を採
用する場合は、そういう免許を持つ者を採用する
か、或は現在の職員にそのような講習などを
受けさせまして、資格免許をとさうにと考え
ております。それから運転手手當につけては、先程
申し上げました通り、従来運転免許を所持し
てゐるとか少しだけに常時出張手当の場合は
船と運転手をつけて出張していいと認めて方。
これが場合併列に二種類ある特殊勤務手
当制度が平日と土曜にオペで出張旅費支給
されていいと認めて方。それで那覇に行く場
合は結局本俸に行き職員がI.F.U.運転手

も出張旅費をもらつたこと、うち運転手代回数が多くて300円(5)題がありましたが、一応打ち切って500円にしておじやないかと、どういう出張旅費のかね会へからもう一つ運転手手当の一つへんちくりんを制度が出て誤でござりますが、二つ(5)題についても今後十分検討しなくていいかないとどうふうに考えております。

19 食

もう1点だけ兼任手当といふのがござりますが、機関を除く兼任といふと具体的にはどううふがござりますか。

統務課長

お答えいたします。実態としては、今後はなく行ふと思ふます。現在のとおり、一応選挙管理委員会の職員が監査委員の職員を兼任していふ事がで、もう一つふうを実態がござりてこれは消すのを免めていたのですか、今後はそういうことはありえないと覺ふますので、これは実際問題としては不同にござります。しかし、一応、どうふることはあらうと予想もされかねて思ひますので、今後はさへ必要けりと思ふます。

19 食

けい、終了の方。

議 食

午前のお話はこれで終ります。午後は2時から

開会式

議長

休憩一回午後。(午後1時23分)
再開午後。(午後1時36分)

議事

午前より続々午後の本会議を開会式。

19 管

午前中より、實踐的な話ですが都計
課長に改めて公団といひかれて聞いす。
この結果案例の別表二中の建築物監察手
当ヒークスが二点あります。ひとつて、今朝の紙務
課長の答弁では那覇市役所と政府に建築主
事があり、この場合に違法建築物の取締り、
取締りに因る業務を行なっていくものに対する
手当が別表にせよと規定されておりすが、
今後ですね、そういうものを取締りたい場合に
どうしても免許者でなければそれを十分に監視
し、取締り権限が薄れてくらじやなからうかとい
うふうに考えております。今後そういう職員の中にそ
ういう権限を配慮する場合に下免許持者を配
置(して)大考えで所3のかいうが、そこを大同3
といふんす。

都市計画課長

お言え申し上げます。二階級のように建築主事
と、審査課長二点あります。現代も開けておる

申し上げの方は、必ずしも現代私道の方は技術者ばかりでせり。ところが關係で琉球政府の建築主事が実際違反建築物を取締るべくたりすけれども、琉球政府は今、現在3名の指導官しかおられず、全琉の各市町村をまわるには大変だとして、各市町村に対して違反建築に対する指導であります。それから是正指導をやついたために、違反があつた場合は即座に報告してもらいたいと、で報告につづいて建築主事が指導を請じると、措置をとらねば現状でどうでありますか。何分建築主事といふものは、10万都市以上であるが、ところがそれで建築主事即ち免許を有する者を採用した場合においては監督手当というものは必要ない訳ですが、現在は一律の方でそういう報告をしてしま關係で現在手当がある訳です。主事といつても相当権限がござりますので、約、部長度は三役に近い並びの給料を払はれといふ問題がありまして、宜野湾市の人にはから見ても主事を置くことはちつとも問題にかかりうるかといふことで現在那霸市と琉球政府では建築主事がおりませんで、那霸の場合はついでに取締りは3名でござります。

19 稲

現段階としては色々人口密度の關係、予算との關係いろいろとして不可能だと、考えられていらぬことですか。

都市計画課長

どうぞおどり。

19 看

この場合も、今後5月15日を期して復帰をしていて、それでこれから色々都計法の新市計画、そういうものと何しておね、不法建築物といふのが出た場合にこの都計事業にも支障を生む万にせ行きがうかとこうふうに考えておるが、今まで面もておね、一応配慮しておいたが、やはり、宜野湾市のいわゆる発展を期すという意味からであります。現段階でもしやうせんなどと今後の方向をうものや位置づけていかなくてはいけないところにござる場所にておきまつり。以上終り

8 看

役員職員の中の割表に該当しないものあり
ます。

議 看

休憩一時半(午後1時44分)
再開一時半(午後1時44分)

8 看

職員の中にですね、特殊勤務手当をもらわ
る職員件何名か。

總務課長

約 60 パーセントから 70 パーセントは 該当しておらずせん。これは月額の場合は ござりますが。

税務の第二種の場合、これは全職員を対象して徴収する場合は月額 現在 30 パーセントですが、さういうのは職員が全部対象して徴収税に当たる場合は該当する誤であけれども、一応 月額の特殊勤務手当は 10 パーセントした数字は覚えておりませんけれども、大体 30 パーセントくらい該当している感じやないかと、かようには考えております。

6 番

市税の賦課をあらわし、手当をもうまく定めてみる

總務課長

これは色々 調査がありどうじて、3 年くらい前からですか、もと前からと見てますが、従来方々 どういうふうになつておる誤です。

8 番

いわゆる 市税の賦課をあらわす特殊業務ですか。

總務課長

それがへん件、先程からでおれ、特殊勤務手当制度のものが問題があるといふことは再三申し上げておりますけれども、とにかく各市町村でもさういうふうな特殊勤務手当の制度が改正されまると、さういうふうに隣市、町村までおよんでいる

というのが現状であります。

8 着

これに該当しない職種、これはどう考
え方ですか。

総務課長

これが外へ出でる事は多く、現在もたってい
る方は総務。

8 着

役員の仕事は全部手をつければ特殊。

総務課長

ですから、これ以外の一般職員というては
多説でありますけれども。

8 着 総務

役員職員は一般事務たりが職員で、
われわれの職員は。

総務課長

ですからへんは先程から申し上げてお
う。現在在り特殊勤務制度の実態が本
來の特殊勤務制度の手当制度の趣旨には
合ってないことを申立てたといたしてこの条例
は現行のままあります。1年間は踏襲し
どういく考えでございまして。

8 着

今度は新しい条例設置でござります。条例を設置するには、本件中の条例は全部廃止されるとやうですが、かくしたては次第でござつた。いわゆるこれまでを設けた場合にはいわゆる年税の賦課 便梁違反の取締り 運転手も運転手として採用し、そして運転手の場合には(駆取不能)一概から見て場合にはカミツレ該当しない職員がかかるやうなのが。こういふものは特殊じやなくて何が仕事をやめれば。

総務課長

シルヘンは二指摘のとおりでござひありますけれども、先程おから説明申し上げておつたが、今日の条例審議にあたつては一応全部改めてありますけれども、一応現在の給与条例の中味についてはおじらして置きべき 48 年度からの新しい本土の制度にならつた場合、当然特殊勤務年当の条例がこの給与条例から別個に条例制定が必要になつたままで、その時まで十分考へておいて、そろそろ小うに思つております。

18 着

どうもわからぬであります。市税の賦課調査、評価を本務と万3職員に対して特殊勤務年当、これの根拠けんしておる。

統務課長

被扶セヒトとは明確に法的二被扶休
ジヨウモシケレども、いふゆえ税務の調査
賦課セヒトもれつては、いちいちヨリシテ事業
所に行つて色々不愉快感を存続し居てもしな
くちやいがないヒトとて、ヨクシウツビで一般事務
職員に比べると不愉快感など色々ヨリシテ苦情
も言われうヒトハラク裏からこの制度が設けら
れたと思ふまけれども、私どもの当時直隸但
当者にやたらと、ほんまにまつはれかりよ
せんけれども、ヨクシウツビに理解しておる方で
ござる方。

18 番

徴収員は外勤になり方か、内勤ですか。
外勤ですか。

統務課長

一応両方やってる方でセヅシラカ。内部事
務を一応徴収してまからミララ整理は内勤
になりますし、徴収ある場合は外勤になります
けれども、必ずしも外勤だけだとつかざらぬ誤
でア。一般に外勤だヒトニコトですね。

18 番

この条例で万円、外勤にはピララ職務…

統務課長

具体的にて万円、万円の職務が外勤と内勤

どうぞはで方ね 完全には分けられない事です。

18 番

内勤と書く場合もありし、外勤と書く場合もありて方か。

統移課長

この勤務の実態に応じて 今日は内勤、今日は外勤というふうな実態が出てく3款です。

19 番

農薬取扱一斗当 720円計上をみておりまが、現在農薬を取扱う職員で毒薬取扱免許をもつての方はおりません。

農林課長

古谷三郎さんの方、現在は宮城武正君がやっています。

19 番

持つてく3款で方ね。

農林課長

1件。

19 番

宮城名の指示に従つて農薬散布はやつてく3款で方か。

衛生課長

さくやあ。

19 看

けいみがりす。それでの関連でおね、終業課長でも厚生課長でもよろしくかと思ひます。衛生手当、伝染病防護手当 各々 360 円計算されております。霧弊の関連でおね、もし法定伝染病が発生した場合には霧弊以上のほかに予算を駆用してその地域の防疫に対する対策をやらなければいけないということになりますのでございすが、この場合にこの額でおね、違つてしまことはどうゆうことを言ふですか。伝染病に対する予防知識をよしとし、そういうものでよろしくかと思ひます。それをもつた人がこの人体とか事件等は汚物の処理に関する業務をやっていくこととして日額 360 円という規定づくりをやっておかなければなりません。これは至しました、同時に取扱うべきだと今後伝染病の場合には予方危険度付大をくねじで行なうと、いうふうに厚生省からですが、いかがり方圖示いたりと見えます。

厚生課長

お答えいたしました。伝染病予防手当につきましては、隻因発生した場合の、防除、うらわづれある場合の危険手当といふことで、現在 1 ドルの支給料精算した額でござります。衛生手当もまた同じで、例えは運転手が休む場合の汚物処理や手洗い等、運転と座育風

理をうち場合に職員にありますので、現在
シカチテ支給してあります。一方、音響装置で
260月に17ヶ所あります。これから薬剤散布で
すがは現在やつております。煙霧消毒で
すが、その場合には一応運転手はあけてあります。

19 看

運転手は支給して、この伝染病のあれの場合
に、去年の議会だったと見えますが、これには公
看が3名でしたら、配置されていて、一つ二つでそ
の公衆衛生看護婦の指示に基いてやうやく
消毒等をやつしました。誤りです。

厚生課長

必不可少は公衆衛生看護婦じやなくて、保健所
からの…。

19 看

保健所からの。

厚生課長

そうです。本土復帰しおと、保健所との直接
なあいはございました。市独自でやらしとい
がちになります。

19 看

ほんわかありました。

答

議案第38号に記載した件条例の全部を改正する議案第39号という議案でありました。その内容から見ると、特に17条の特殊勤務手当については別表に表示されておりませんが、今までの説明で聞きましたように、実情に沿じられない条例、17条でございました。今後この問題を検討するとしてあります。現時点において改正することを考へてないより、特に今までの説明を聞きやすく、何がどの勤務につなげば不愉快勤務手当が勤務であると説明してあります。特殊勤務手当じやなく、不愉快勤務手当といふふ感覚を覺ゆる誤りですか、市長いかがですか。

市長

おっしゃる通り、特殊勤務手当と、不愉快勤務手当と、それをどう区別したらいいかがりませんけれども、今の手当の場合において特に第2.品書きからは、統務課長からもありますように、今後検討しなければならないと、しかし、復帰の時刻に現在ある条例を読み替えたうえで、今考えてみますと色々理由があつたうござんすが、例えは運転手の特殊勤務手当と並んであります大体5時過ぎまでから、或は失業手当者を運んでくるとか、色々の時間外といふとこにはなりますと毎日時間外やらなければならぬとありますと、これをやらなくて私は特殊勤務手当といふふにしてそういうものに振りがえてもいいかもしれませんし、どうかの関係で、今後の方法に

なうされど、或は時間と出勤を遅らさなか
る方法か考えられると異い方が、十分検討
しなければならないところ考玉を持つあります。

I 着

検討するところが着用でござりますが、時期
については公室までおさせしや、改めて時期
について。

節 気

一例、本土の条例等も参考にいたして
時期についてに対するには、後帰後しか検
討でも可い。

I 着

今、年賀は、運動手の勤務時間外、オーバー
ルтайミングに特種勤務手当に振り当てら
れているかもしだれかといふことはある。されば
事実ですか。

懇親会費

内にこれにてござません。時間外勤務手
当として支給されるなり。

8 着

こうした方々はござりで、給料に付けてお
りでないですが、例えは会計なんかまでおな
現金取扱からいって手當をもらう額であります。
(現金不能) こうした額もからぬうる算例を

つくらよりは、どうせ当の給料はアツアツで、特殊的職であるからには例えは微積は特殊だと、まして徴税勤務者にはこれだけ給料を上げるとどういふことはないが。

徴税課長

大倉さんと申す方。一ヶ月額の特種勤務手当を本俸に加算しない方がいいんじやないかといふことは私達も考えておりヨリオケれどもただ加算した場合には(5)額から3歳までゼーナホ。
今これはどの人がいつまでも年と同じよう状態の徴税未対応だからよくても徴税未対応。それが運転手でなければよくても運転手と、もう一つ3・4年問題については別段問題はない旨話でござりますけれども、しかし、現在の給手との実態から見るとどうも徴税未対応場合はとの差額をあて3年などとが、今から3年問題別個の号給表がござりますんで今後人事局の方に場合されや本俸に加算するといふことに43%若干問題が出てこゝ話でござーう。で、これを現時見て本俸に振りかぶらといふことに床川君も、さればりこの人達は非常に優遇されおられども、他の職員が特種勤務手当の支給の対象に外らる職員に対して不合理が生じてくるんじゃないかといふことで、これには当然なるべく早い機会に異を唱へた甲子一月おかれども、多少時間もかけなくちやんげ序にレジやむいかくそろいふうに考へている話でござる。勿論、月額についてはいつまでも同

じよろな仕事、例えば、保母のらは二本は保母以外の勤務というものがたりでないしやないかといふものについては即刻これは本俸に加算してもよい傾向がございまけれども、それ以外の職員については今後、人手不足とか、カラーラ配置調整等のためは十分考慮されまつて、たゞ今へんを考慮の上、何かの職員との均衡を失さぬか心がかりますので、この點はあくまでも年度時間と併せてお任せて、逐次本達の特殊勤務制度のあり方の方に是正していきたいとがどうに考えてあります。

8 稽

今度の場合には、例年と違つて一部の条例改正。今度は今まである場合には今先課長がやれやしきふうに、あくまでも程度時間とかりでやうべをひそへうようを申もう考えられたるが、今度は場合には軽い条例で改正でござりますが、さういふれと同時に今までの琉球政府から日本政府といふふうに具体的にも支77をすすめ、その際に統一してやらねばいかない。今度は了承した場合には来年はたら勤しいじじやけのかど、かうに思へる誤であるが、あくまでそれが税務外職員手当ですが、外勤手当ですかね、これは評価委員会の方々も入ってあります。

統務課長

一応、税務の手当を受けるものは税務課職員、現在の評価室に勤務している税務員は

全部入っておりまつ。

8 着

入っています。市税の賦課 賦課あるものは
従務課職員に賦課にたままでやらない職
員もおります。

税務課長

お答えします。これについては、すべてが賦課
に分かれておりますので、全職員にあたって二
点あります。先程からござ説明ありましたが
、これは中部税務研究会の中でも問題はござ
いません。先程おっしゃっておりましたように、それを税
務へ入れました本件に入れたらどうかと、そういう
意見も中部税務研究会の中でございました。
そこで、色々論議もございました。これは沖縄
だけではなく、本土にもそういう制度はござります
ので、一度おつておこうかやないかと、そういうことで中
部税務研究会の中では、今まで話し合は打ち切
らなかったのです。一応補足も兼めてご説明申
し上げます。

8 着

現金出納係は当然現金を取扱うのは当
然だと思っておりますが、お金に対して手当を払ふる
けれどございません。

税務課長

はい、答弁いたしました。

税務課長

けい、3割とか該当してたりの方。

8 稽

より一層なり。建築物監査手当で500、二人の人が連絡などでやつたらめす方か。違反建築物に対しては。

都市計画課長

ご説明申しますが、現在、違反行為をし化建築に対する是正であるが、例えは建築申請書やらすに建て方の方の、に対するて、既往だけ宜野湾市の場合は都市計画区域であるが、その場合は建築の不許認可ありうる、要がありますと、うことほともう一層は違反をしての建築物に対してこれを申請をやつておなましいところ指導とともに申請をやらし場合は一層、建築主等に報告をやつし業者をやつてしまひます。

8 稽

これが担当しての職員は事務職員ですか。

都市計画課長

技術職員ですか。

8 稽

技術職員。

都市計画課長

付い。

8 番

いわゆる太田の建築物は違反建築物と
いうふりで。

都市計画課長

結局この件につき1968年1月。

8 番

建物の取締り、うつたものに対して権限付
け。

都市計画課長

付い。

8 番

在住家主に対する訴訟は別として
3月に下り、こうべりで。

都市計画課長

で方からえがのけりすとされ。1968年、太田が
都市計画の施設が宜野湾市に決まりて陶
園で本棟でと、建築課の、琉球政府の建
築課の職員が主事といひすりげれども、ひと人
が来て捕獲され、こういつた指揮やされへして
下りれども、政府としては玉なりといひこと。
この業務を、報告業務を市町村でやつてもらひ

ソムニシテガニシルナリテ 各市町村に置かれて
方。それで、これは市の労働組合の方から大きくヒント
あけられし市当局に団体交渉にて 775 ドルの手
当が確保されたと認んでおる。しかし、宜野湾市の
方に建築生産者の方には徹底的に方針を立てる
ことを試行しておけれども、現在、主にかくの関
係で監察制度も復帰後も取り扱うので、指導助言
という立場からやがてはる試行にておる。

8 管

兼任手当といふのはどういふものである。

給務課長

先程申し上げた通りで、これが手当されても
いわれます。一般職員として、市の職員として採用
される場合が、何らかの行政委員会等に職務を転
化する場合とか、或は委員会の職員として採用さ
れた職員が他の委員会の職員を兼務する場合
において、兼任手当を支給しておつらうがんではおれ
ども、今後はひとと重複俸をうなうことはありえな
い感じやけいがと、例えは農業委員会を設置
して場合、一般職員が農業委員会の事務局長
を兼任する場合は、これは兼任手当の性格だけで
あります。向くまで本末の職務の職務専念義務
の免除ができるなり方なので、その点は殆どな
いだろうと想りますが、従来ありましたて、一底これ
に掲げてありますけれども、今後はどういふことは
予想してあります。

4 看

只今資料を見た上で二せんづあけれどもこの年齢種類別に見た資料において大体9年から13年勤めた方は後から入った方よりも一般に給与額が低いような表になっておりますが。これは何か理由がありますか。

総務課長

お答えをします。これは理由といふ點で、労働組合が結成されたのが一今から7・8年前かと覚えておりますけれども、従来はさういふ市の職員についての労働組合ができてなくて、船と陸命損害から9年から10年経験につきましては一方的に組合に加入してしまつておられました。それから7・8年来労働組合の結成に伴ひまして、団体交渉を分二回行ったので、これが特徴で従来よりはベースアップの額度が大きくなつたというふうな理由になりますと聞こえます。

4 看

後から入ってきた方が給料がいいといふところにありますか。今度改をされるとこのこの別表1というものは公務員法の給与手帳にのつけてこれは出しまさんですか。

総務課長

お答えいたします。先程もご説明申し上げたとおりが、一底この根拠は地方公務員法に基いて、条例の目的付決定されていふ事でございまして

ども、家障政府の指導に基されて沖縄県
態上、方々復帰の時点で本土の実態に合わせ
ることではござりないので、この41年度に限つて3つの
大体、業務については現行条例を取り入れた年
総括、改訂別表についても現行のものと360倍
を以て、それと措置をしてもらいたいというふうな
政府から指導がなされ話をござります。従一
半17、これは実際条例の目的を入ものは地方公
務員法に基づき編成した話でござりますけれど
も、中味につけておけば本土の実態とはござれな
い話でござります。と申し上げておるのは本土に
は地方自治法の204条に基いて、半当の種類も
現在の地方自治法の139条の工項にも
並んで半当の種類がござります。例えは課長
以上の者については管理職半当の制度も制定さ
れし色々な制度のあれが違う點でござります。
今後の方々復帰の時点でながれることは勿使實行
の上からも好ましくないという趣前から一応この
準備期間といふ方が、41年41年度中に3つ
のふうな実態に合わせていくこと、もうふうふうな
統一指導がなされてる話でござります。

午　　番

4つ目の方々、先程の特殊勤務とか、いろいろ
面倒なが、地方公務員法を適用した場合には
何らかの程度緩和されるといふこともござられる話で
す。

総務課長

これは緩和するといふことよりは特殊勤務割度といふものより勿論地方公務員法、或は地方自治法に基いてもどういふ仕事につれてはどれだけの手当をあげるかといふ点を明確に基準は取らざつてござります。従つて本土の基準にもつづく以外はないんじやないかどうかに考へたあたりも少くとも、その本土の場合は、一応特殊勤務手当については給手に國万3条例からは別個に条例制定をされてゐる訳でござります。従つて次年度からは本俸と特殊勤務手当につけては別個の条例を制定はされて、今の時点では本土の実態も考慮いたしまして、勿論これは沖縄の特殊事情で、本土とけが別の特殊体系があるかもしれませんせんけれども、どういふものの方々勘案して、どういふ措置を立てられてかよくに考えてあります。

4 章

地方公務員法の号給表は我々に見てない訳じやない。これに比較した場合に、いつう相違がござりますが、既得権を侵されうたらどう方面も十分あります。

総務課長

地方公務員法による号給表といふのは別にございませんで、一応本土の場合には國の人事院勅令で一つものが毎年8月頃出され917年から各市町村においてこれが大体11月頃から

12月頃まで伺つておりましけれども、毎年國の人事院勧告に基づいて給手の是正が行われていふのでござります。従つて本土の号給表といふものはあくまでも沖縄の実態に従來の方式を行はれていた訳でござります。一方向うの場合は職務等級がある訳でござります。國家公務員の場合には8号級ですか、1号級から8号級までありますけれども、普通、復帰しますと宜野湾市の規模から申しますと、本土の3号給から15号給程度か有明海の1号級になりますとどうかいうに一番最後の方は國家公務員の号給表と同じにやう訳でござりますけれども、大体の去年の高枝幸の勤仕給か人事院勧告を見ますと大体32,000円に丁度ありますとござります。それから色々の職能、階級等にありまして、色々な仕事の基準も出ておりますのでござりますけれども、さういふものは今後どういふ國の人事院勧告に基づく号給表を採用していくにこしにやないかと、48年度からはですね、どうかいうにありますと見ておけれども……。

4 看

いく訳ですが、まだこうでは検討してない訳ですが。

総務課長

これは下の方を実施の方と自治省の方から詳しい通報が出てますので、まだどうかいうに出るがというふうに我々として予想もしておりますので、下の方へ現行、琉球政府がやつたりお方に

給予の再計算方が最も優先を全部いじりかえ1317 過去の職員の履歴に基2317 給手の再計算を行ない、417 國の人事院勧告に基づく号給表に従つていかれども、うらへたものが現在の我々の予想でござつて、實際才出でござつておからはつきりは申し上げられぬ。誤です。

4 章

定期昇給との関連はどうなりますか。

給与課題

定期昇給も國の場合、勿論本土の市町村の場合は6ヶ月昇給、2ヶ月昇給、或は12ヶ月昇給というふうに号給の上がることにあります。この格差は、金額は大きくなりますがそれでも昇給の期間は非常に長くなる。例えは若の昇給の場合には6ヶ月と、そ17何号俸以上の場合は9ヶ月に1回しか定期昇給もないと、沖縄の場合、宜野湾の場合には6ヶ月に1号俸全部との算差で7月20日でござります。本土の場合には4,000~5,000円も格差があるようでござりますので、だいぶ給手体系といふものかかってこうと見えます。

4 章

子には、3割はしてないんだが、地方公務員法の事務官といふものに大体今後は所せせながらなっていこうということが。

統務課長

ううへうふうへたるものと我々は理解してお
ます。

午 翌

はい、以上。

議 長

議事第68号につきましては、質疑の段階で
継続審議としておかれていますが、ご異議
ございませんか。

議 長

ご異議ございませんで、議事第68号、宜野湾市
市職員の給与に関する条例の全部を改正す
る条例につきましては、継続審議いたします。

議 長

日程より、議事第69号、宜野湾市特別職
の職員で、常勤のもの給与及く旅費に關
する条例を議題といたします。

本審に於ける理事者の発言説明をお願い
いたします。

統務課長

ご説明申しあげます。現行の沖縄の実態
につきましては、一般職員と特別職の給
与について、条例は一本でござりますけれど
も、本土の実態に併せて、本土復帰に伴つて

この条例を削除していくかのように考へて3款でござりますが、一本にならむ理由といふとして、本来、特別職の俸給につきましては給与につきましては、一応特殊勤務手当、時間外勤務手当、通勤手当等の期末手当以外の当手については本俸に加算してやるが、健前でありますからいうふうな基本原則に立ち上げてこうふく条例を削除していくと考えて3款でござります。

今日、水道事業管理者と、固定資産評価審査員が二つ条例に入つて3款でございまさりけれども、水道事業管理者もこれから復帰いたしますと特別職に3款でござります。この根拠法令といつづいて、地方公務員法の3条の中で、地方公営企業の管理者が特別職というふうに明定されて3款でござります。更に地方公営企業法の第7条の2の方でも、一応それらしい規定がある3款でござります。しかし、この特別職の定義でござりますけれども、一般的に特別職といふものは議会の議決を得てやるが、特別職の概念でござりますけれども、水道事業管理者の場合、これは特別職でありますけれども、議会の同意が必要となって3款でござります。これは公営企業法と第7条の2でどういふ別に議会の議決を得ら必要せないというふうな自治市の解説や出てまいりますので、特別職でありますけれども議会の同意は必要でないといふことに在りますがと見ます。

固定資産評価につきましては、地方公務員法の第3条にF3、いわゆる固定資産評価員の選任方

場合は議会の同意を必要としておりうるので、か
よう斤措置をとった訳でござります。

従ってこれらは給与額については、一応三役
につきましては先程からご説明申し上げましたよ
うに浦添、宜野湾、具志川が類似して万3400
から4000を額から同意しております。

水道事業管理者につきても、浦添と宜野湾が一
くらいう体率をとつておりますので、一応両方統制
いたしましてこの額を決定している訳でござります。

それから、固定資産評価員の額については、一応現
在までは特別職ではありますけれども、実態とし
ては一般職並の給与の支給の方法とつております
が、今後特別職に任すに伴つて、
通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当の支給
が不可能になります。そういうことで一応、課長と
の均衡上、多少それについての手当をしてこれ
だけの額が決定にやながと、がどうに考えてる訳
でござります。

別表の給与の旅費につきましては、三役と水道事
業管理者につきましては、一応議会議員並みに
それから固定資産評価員につきましては一般職の部
課長並みに、もう一つ支給のそれをしたないと、がどう
に考えております。以上ご説明申し上げます。
何がされば賛成にお答えしたいと思ふます。

加えて申しつけますと、沖縄市長、町村会員
たりで特別職につきての準備会を設けられ
て、特別職につきての色々資料も出ておりま
すけれども、一応今まで以前に私達浦添、宜野
湾、具志川につきましては一応前クラ手草の編成、采

例制充満備も終てより主として参考にはなり
うかと思ふがそれでも一応どの處はありますてや
つておりヨホ。向うから答申セーラーをうちた
と述べておるヲと、市の場合は3万以上でござ
ますけれども、市長が19万円、助役が15万2千円
収入役が14万3千円、議長が6万3千円、副
議長が5万5千円、議員が4万8千円、教育委
が14万3千円、セラードふらはー前にあらが出てお
りすけれども、今日までは従来通り三市調査
に基いて提案してありますことを申し上げまして説
明終りたれど思ふ。よろしくお頼みいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたす。(午後2時30分)

議長

再開いたす。(午後2時32分)

議長

議事録69号に7月21日は質疑の段階で継
続審議にいたがそれ以後のものは二審議に
いたせよ。

議長

二審議が一ヶ月せられて議事録69号 宜野
湾市特別職の職員で常勤のもの、給手員公務員

質に關する案例につきましては、継続審議とい
しむべき事。

議長

日程第8、議案第14号、宜野湾市教育長の給
与、勤務時間との他の勤務条件に関する案
例についてを上程いたします。

本案に対する取扱説明を求めます。

統務課長

この説明申しあげます。本案につきましては教
育公務員特例法の第11条の第2項の規定に
基づいて、教育長の給与と勤務等につきまし
ては条例で定めなくてはならないことにつきつ
ておりませんので、本案を提案した上でございま
すけれども、教育長の給与につきましてはこれも
浦添、県立川、宜野湾3市で統一した上で
ござります。これは議案第6号と併せて少しは関
連がある點でござりますけれども、一応教育長
といふものは、原則として教育委員でござります。
従つて、教育委員の報酬も教育長の給与
も所定せし支給方などから見て同じ款でござります
けれども、一応との特別職の非常勤の報酬及
び費用寄附金条例等の中では、教育長の場合は報
酬は支給しないことになりますが、教育
長の給与につきましては本条例で定め、月額13万円
といふふうに定められてござります。
補費につきましては、一応議会議員と同額で一
ヶ月にしており、条例で準用してござります。

うふうにうなで意見してあります。勤務時間につ
いては、教育長の場合は、任期があつて一般職員
員、地方公務員法上は一般職員といふふうに定
義づけされておりまつので、一応は勤務については
一般職員並みに年を取てござりますので、かうな
処置をしていう説でござります。

一応、案文の形式につきましては、本土の準則
に従つて制定してありますから、以上は説明中
レニヤリて何かござりますすれば、皆様方の質疑
の段階で答えてまいと覺えます。よろしくお願ひ
いたします。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

本案についても、質疑の段階で継続審議と
いたしまして聞こえの方が、二審議ございません。

(審議行しゆ時)

議 長

二審議ありますので、議案第1号 宜野湾
市教員賃金の給与、勤務時間、その他勤務条
件に関する条例については継続審議といいます。

議 長

日程第9 議案第1号 宜野湾市教員賃金及
び雇用条件収容条例の全部を改正する条例)について

宜野湾市議会

至る程いたしました。
本案に対する質疑を説明を求めます。

総務課長

本來は復帰に伴つて 本土法の適用を経て
ヨーロッパリヨンにて税抜法の整備と手数料の
額の変更をした上でございました。
この手数料の額については、一応 仙友 総務
課長会議 或は住民課長会議等で今まで
れ15セント、20セントのものを全部50円、実質
的には値下げになりませんけれども、そういうふう
に統一して出しておりますので、よろしくご審議
お願いいたします。なお、質疑につき
は 関係課長も出席しておりますので、その都度方
答えさせたいと覺りますので、よろしくお願い
いたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

19番

第2条のとおり、8号 住民票の写しにつ
いては1世帯5枚までを1件とする、というふう
に定めておりますが、これはどういう意味ですか。

住民課長

お答えいたしまし方、この住民票の場合には、現
在現行の住民票は世帯単位で作られてお
る次であります。復帰後は基本台帳法といふのが

施行されましたので、その場合の住民票の記載
というのは原則として個人票、個人個人を単位
にして作るもので、そういう関係がありますので、
1世帯5枚で1件というふうにしてあります。
そして今、現在の住民票の1号様式には5
名前では記載できませんので、それから大体計
算して175枚1件というふうにしてあります。

19 看

住民票の場合がであります、これは住民票の抄
本と謄本といいますね。それとの関連であります
が、一トートの場合には1枚あれば1世帯
の中で1人もった場合にはであります。この別表
との関連で、1件につき5枚で1件というふ
うになりますので、これとの関連で1件につき50
円かかる5分の1になりますのであります。或は住民票
謄本をくれた場合にはどうなりますか。

住民課長

この基本台帳にありますと、この現在の住民
票の抄本とか戸籍謄本という認証の言葉が
たくさんありますので、この住民票の写してあるとい
う認証しかありませんので、抄本とか謄本と
かの言葉であります、そのようにあります。

19 看

今後はこの抄本、謄本の場合には戸籍
に全部統一をされようとしてあります。けいわ
がりました。.

議長

進行いたしました。議案第1号につきましては、質疑の段階で継続審議として異議の方がございました。

議長

ご異議ございましたので、議案第1号宜野湾市手数料及び借用料徴収条例の全部を改正する条例につきましては、継続審議といたします。

議長

日程第10、議案第72号 宜野湾市常住空設置料の管理条例の全部を改正する条例についてを上程いたしました。

本來に対する理争者の趣旨説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につきましては、内容については現行と殆ど変りない誤でござりますけれども、一處、本土復帰を有ることに伴いまして根拠法文が違っておりますし、現在ドル表示でござりますので、一處、それを円表示に改めた上、さう一處で改正した誤でございます。なお、この条例案は自治省から示された準則をもとで作成したもので、以上ご説明申し上げて何がございましたら担当課にお詫びをされると見えます。よろしくお頼みください。

議長
本案に付いて質疑を許します。

12 看

ミスアリートラレキモの申レエゾヨホ. 39ページの2条、「用語の意義」の説明は違いますか。
この用語の中に、入看者というものの定義が
ツカヒタセルが、13条の41ページの「家復の減免」
又は徵収の猶予の中へ、入看者が病気いやか
へたときは減免か猶予に付ると見えますか。入
看者という用語の意義がなんですか。家族
の中で誰でも病気になれば減免受け猶予
願への請求権がありますか。執行者のこ
とですか。

議長

休憩いたします。(午後2時45分)
再開いたします。(午後2時46分)

厚生課長

答され方を聞きます。

12 看

家族ですか。

厚生課長

18v.

12 看

これは大変いやでござるが、家族が誰がても病気になつた場合はどうぞおまかせください。

厚生課長

おそれますのであります。その誠意については実態を調査してから該当の方へ

12 看

実際は医者の診断書を持ってくれば、これ以上の書類は不要でありますから、おまかせください。

厚生課長

いや、いわゆる所得等も考慮なければならぬじやないかと思ひます。

12 看

所得はいくらでもうちはできます。今現に現行の条例に基づく看守者は、私は知りません。

厚生課長

どうもこの点についてはわかつません。

12 看

制限があるでござる。

厚生課長

一応、収入が上がるものについては3ヶ月後で
それが、については割増料金という形で徴収
はしてあります。

12 番

ありのままで入居者がいた時局で既に向うの
一方的な差別化だけではわかりません。
これはどうなりますか。これは関係者だけではこの
条例はわからぬ。この条例を向こうの入居者に
配布してもいい。13条は少し見用されますが、
2項は今人に優遇しないければならない理由
がありまさか。個人的福祉行政が前面に出
てくると真面目な市民は迷惑します。それでし
う。45ページの26条と27条の用語の何ですか
が、高額所得者と収入超過者は、又29条で高
額所得者と、用語の統一は26条、27条、29
条、意味は同じですか。

厚生課長

これは一応、準則であります。その中でアリバ
リは、宜野湾市の案を見ていろと記す。案を袋
とは審議してい3部であります。そのような条例
をつくっても別にほかの人には見られてもおかしくな
いかないことを聞いています。高額所得者

12 番

私は準則のことを見ています。誤解ではあります
しよ。宜野湾市の案を見ていろと記す。案を袋
とは審議してい3部であります。そのような条例
をつくっても別にほかの人には見られてもおかしくな
いかないことを聞いています。高額所得者

得者と見て片方割、收入超過者には片方割、
はい。進歩子万、ヨリ奈、收入超過者は、当該市
営住宅を明け渡すようにつづけなければならぬ
い。これは單なる類似規定ですか。

厚生課長

努力といつてあるが、ヨラのふれいじゆびいがで見
い子万。

12 総

これは必ずしも守らなくていい誤ですか。

厚生課長

いや、ヨラのう超過者に対してはヨラのうあわか
なければ又、割増料金で一応收入率に沿つて
一応あれから誤でござります。

12 総

これは類似規定ですか。
35条は市長は請求しなければならぬといふ、
あるべきだと覺うんですか、これは市長の義務
だとも、甲といふもので明確に請求方法はこれ
は義務だと覺うるが、しなくてもいいですか。
これにせ抜き違けたいがもので方がね。

議長

休憩一回子万。(午後2時54分)
再開いたしまあ。(午後3時10分)

議 長

本案につきましては、賃貸の段階で、継続着
議としていた方が、二異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、議案第72号 宜野
湊市営住宅設置及公営管理条例の全部を改正
する条例につきましては継続着議といいたします。

議 長

回程第11議案第73号 宜野湊市営掃除例
式一部を改正する条例についてを上程いたします。

議 長

本案についての理申の取旨説明を求めます。

總務課長

ご説明申し上げます。一応本案例は、トル表
示と円表示に改めると共に、業者から陳情
が入り込まれて、それを受け打て、今後のゴミ
処理の料金について改正した内容でございます
が、これは5月1日の予算上程の場合にも詳し
く説明申し上げられ、承りございましたが、一応
料金を上げると共に、又、市としてはそれにつ
いての補助をしていかれると、特に、自治会
契約をおながき処理の方法については、一世
帯当たり72円の、1ヶ月について72円の補助を出
し、そういうふうに70円の補助をしておながき
住民に負担をかけないように、ゴミ処理をしてい

元々いじらう意味で設正業を出でてある款
でござりますが、よろしくご検討お願ひいたします。

議　事

本章に付て質疑を許します。

4　看

別表の23条に付す方や回数の問題がござ
りますが、週2回になつてござましたが、2回で十分
であるか。従来の条例は2回以上という字句を
使つておつたんだが、2回にした理由はどうあ
るのか。

厚生課長

一応業者としては週2回といつてございま
す。それで、他市町村のものも調べてみると大
体週2回でやつておられます。

4　看

自治会によつては2回以上、一日二回に契約
しておる方がござましたが、どうやつたら非常にニ
acieでも、今、一日二回に回収してもチリがたつ
てしまう=3がござる方が、どうやつたら相当大き
く週2回といつたら非常に処理に困るんじゃない
かも、又、民間としても1週間に2回といつて
なつたら相当腐敗物が入かかる(相当困る
んじやないかと見えたが、その点においてはせ2
回以上この金額が210円以内であればいいから
うして、なぜかと見えたが、2回に割り込む理由は

に二にあり半額。

厚生課長

われゆる週2回取33が一週3回取33が、二の取らないといこの結果業者が困る訳である。

午 節

うちで併りである。業者はそれは持つていくからいいとだが、家庭に向いててある。3日に1回ずつ取らかと、それで隔日にもうめどはその処理の方法が民間に困る訳である。それで、今に一日多くといふのと、一日ごし取っても33セラのとは大きめ違へがかる訳である。衛生上からいっても。

厚生課長

一方、業者としては料金はうち33がられていた。2回を必ず取33セラがたことではござります。それとてある。この条例につけられてしまつて研究者へものがたくさんありますのである。一方これにつきましてドルと円とのあわせをやつて業者にうち33セラが給し得る817セラの方のである。

午 節

これは、かほくの内は業者いやまと、業者との半は住民の立場に立つてこれは条例は考えられておらずである。

議 告

休憩のおしの方。(午後3時14分)

再開のおしの方。(午後3時19分)

19 番

矢弓の清掃条例の一都改正の件であります
ですが、額はとてもかくとして万円、自治会との契約
式いは個人との契約で2回という限定づけをし
てあります。法解釈の上ですと、今までの説
明を聞いてみると2回であれば2回以上は取ら
それなんだといふことあります。法解釈上、2回
というふうになります。たしかにこれは2回以上取ら
もいい。しかし、業者としてはですね、2回取ればと
れでいいんだといふ見解に立つ説ですが、うニ
けて万円、ビンチャウもおきえてこの宣野市が
ですかね、健康都市を宣言してから以上、今のチリ
戦争といふのはどこか道路行ってもチリがかかる
いよ。それを処理していく場合にですね、それを管
理していく側がですね、今しき健康都市にふさわ
しくないどうな条例を制定していくのはどうがと
思ふ。そこからなりはですね、この塵芥処理の向
題はこれまで何回せんと論議をされてるにも
つかねえよ。しかしこの改正といふのはですね、環
境衛生面がやはり改善の方に向つてしまひやす
へかと、なんら当りのですね、再検討をうち余地は
ないのかどうか、明確に答弁して下さい。

厚生課多

・週2回入れ替わりげ、おれ3.4円料金を取

宣野市議会

奥の方前に自治会員の方を一応集めてもらつて
一忯週2回は必ず取扱方について教わっておる
がそれだけ入れてくれという話もありました
がね、いわゆる今まで週2回以上とせても実際
は1回しか回ってこないじやないかという方があれ
が多かつておれ、週2回必ず取扱方を教へてく
あひで。

19 看

おのであれ、今やういう論議をしてるんやね
いでおれ。さればおれ、五しがに業者の立場で
1Fね、2回取扱つ同じ料金がもらえ込んだらおれ
ら業者にとっては有利なんですよ。しかしお互
いの場合に多くてもおれ、市民の側に立つん
だといふことをですね、先頭に入りなければ
されじや、地域にFつけておれ、1週間に1回
4つともいいハニコがある。しかし地域にFつけては
ス毎日4つも尚かつあふれてハニコもある
よ、うとうこニコを専用カラタリげでおれ、ニコオ
でおれ、もう少し握り下げて検討して、2回づき
上は取扱われんだと、自治会費納の中で、この
自治会が欲されば3回も取扱われ3回だとい
う一つの環境衛生面からおさえていくといふを
ういう基本等勢に立ちたまひ限りであれ今
までのやり戦争といふのはすれども善い中でん
よ、今なら自分の十分な立場のがどうか。
單に自治会費交つ業者なりのである。言つて聞
いつる、2回これ(F)、2回取扱もらえばといふトドクア
ニコヒヤナシは、少なくとも自治会費の見渡しには

最低2回は取ってもらいたいんだといふ希望がで
きたうんできた。でもそれは毎日でも取つてもら
たいといふのがであります。自治会費の本筋なんですよ。
そこをですね、手続きで条例といふのを制定
しなければですね、これは市民は大変なことにな
ります。

厚生課長
検討しておひいて置いります。

19番
件 検討して下さい。終ります。

議長

丁寧に行われた検討ありがとうございます。
議案第13号については、質疑の段階で連
続審議としておひいて置いづらが、公費議事
としてせんが。

議長

少く議長としてして議案第13号 宜野
湾市清掃条例の一部を改正する条例につ
いて連続審議としています。

議長

日程第12、議案第14号 宜野湾市国民年金印
紙購入基金の設置及び管理に関する条例及
議題といふです。
本案について、理事者、報告説明を行います。

宜野湾市議会

説明課長

ご説明申上げます。本案は、復帰に伴い
まして、従来国民年金の納付につきましては現金
納付でござりますけれども、復帰の migli�と
本土との間に従いましてこれが印紙納付に
なります。従いまして市民の国民年
金の納付についての利便をはかる意味からこ
の基金を設けまして国民年金業務の円滑な運
用をしたいといふがこの条例制定の趣旨で
ござります。この実態を説明いたしますと今各
市民から現金で納付いたしてそれを一応
市の方でまとめて保険庁の方に納付してい
ます。ござりますけれども、これは国民年金の印
紙といふものは保険庁の方しか発行はせん
かで、一応市としては保険庁から必要な印紙
を購入いたしてそれを市の方が売つてその
印紙を添付して納めます形になりますと、そういう
ふうな手続きをとりたいというふうに考えていう
話でござります。詳しいことにつきましては、も
しこのへんで理解できなければ、詳しいこと
につけては担当課長の方から説明をさせてい
るございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします。(午後3時26分)

再開いたします。(午後3時40分)

議長

議案第74号につきましては、質疑の段階で
継続審議としておきたいと覺えますが、ご異議
ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、議案第74号 宜野
湾市国民年金印紙購入基金の設置及び管理
に関する条例については継続審議といたします。

議長

日程第13、議案第75号 つざ市浦添市、宜野
湾市、奥元川市、石川市及び中頭郡老人福
祉センター運営協議会の設置についてを議
題といたします。

本來に付の理事者。趣旨説明をおねがいす。

統務課長

ご説明申し上げます。現在の琉球政府の
老人福祉センターの沖縄市町村への移管に
伴いまして、当該センターを中部5市9村で運営
することが、中部地区の市町村会で協議が整いま
して、この協議会に加入し、その規約を承認して
もらいたいという上で、本案を提案してお詫びで
ございます。なお、この経費のうち80パーセントは所在
地であるつざ市が負担いたしまして、後の20パー
セントは他の市町村が負担17つのセンターを運
営していくことになります。今後は、より詳しくご
議論をお願いいたします。

議 長

本案に対して質疑を許します。

議 長

何れか進行して下さいまいか。

議 長

ご質問せんので、議案第15号につきましては質疑の段階で總統審議におけるご異議を伺います。

議 長

ご異議ございませんので、議案第15号、コサ
市、浦添市、宜野湾市、奥武山市、石川市、及び
中頭郡老人福祉センター運営協議会の設置
につきましては、總統審議といたします。

議 長

休憩一回(午後3時42分)
再開一回(午後3時44分)

議 長

日程第14議案第16号、宜野湾市消防団員の
奨貢化粧給車、服務等に関する条例の全部
を改正する条例についてを議題といたします。
本案についての理事者の題旨説明を求めます。

消防局

ご説明申し上げます。この条例は従来もござい

宜野湾市議会

ます。しかし行がう、従来琉球政府で制定して
おりました。消防組織法、いわゆるこの法令
の根拠等の適用条文が、本土法の何とちつと
変わっております。変つておるといつても条文の數
は、適用条文の方が変つてたりおらず、従来14条
の3項を適用しておつたのが、本土法の組織法
の15条の2と、或は2項、15条の5といふうに
変わっておりますので、そのために改正方針をこれから
従来は報酬、並びに費用弁償は一括して役所の
方に入つております人の方が、これをこの条例の
中に取り込んでやつたといふことであ。又、この条
例制定に当りましては、従来の市の条例と、それか
ら今度不されております準則、それから他の本土
市町村の条例集を参考にしまして改正してござ
ります。内容的には従来のものと大差はございま
せん。一例、報酬及び費用弁償の方でいづらか
の若干の何がござりますか、66ページの月額報
酬、実は費用弁償の算定の基礎につきましては、報
酬に付ましては、現在どの他団員、いわゆる団員
が5ドルの報酬を今支給しております。5ドルと
いふうちで、1,800円でありますので、この現在支給
している報酬をいくら復帰になつたからといつて
減額するのもしのびないものでありますし、多々向
題が生がると思つております。これを基礎にして
て、それから分団長、副団長、団長といふふうにい
くらかある上積みしていつたやうなやり方で
す。費用弁償につきましては、従来1日2ドルと
いふふうにござつておつたのが、左にしたま
は、非常勤消防団員、いわゆるハセイハ、自分の職

務をやっていかないから、何かの場合に結果に応じてかけつけてきて、災害防除に当うというような方々でござります。これまでも自分の生計の道を立てていらうというだけではありませんし、この業務に携わったことにFって自分の正業をなげうつと、その向は自分の家をしきうといふことであります。従来のエドルといふことではなかなか少ないんじやないかといふことで、これを4時間以下と4時間以上といふふうに分けましてこのような額を決定した訳でござります。これにつきましては、那覇の場合、消防職員がだいぶありますて、団員の手は借りなくててもできそうなものですがそれでも那覇市においてもまだこの程度の額を支給するし、うちから差し納あたる所でもこういうふうにやっていくといふふうにありますので、一応どのへんも勘案してこれは設定した訳であります。以上変った点を説明申し上げましたが、もしよければありますたらご質疑に答えてみたいと思います。

議題
本案に対する質疑を許します。

19 番
別表3の貨物被服等についてなんですが、これが一貨年期間の問題ですね。制服1着で5ヶ年といふようにたつたりますかであります。これは制服の場合、5ヶ年間使用可能ですか。

消防長

これは制服の場合の方が最も費用がかかるので、団員が制服を着用するのは大体常時消防の出初式、或は消防の行事が年間二、三回ござります方が、防火運動、その場合に、制服を着用して式典に列席するか、或はその日の行事の中で（聴取不能）、それくらいでござりますて、年間平均しますかと、制服の着用といふのは方を多く10日もたれなく（やむを得ない）ふうに考えてあります。それで、1着といふとだいぶ手代のところも大きいですんで方が、しかし、着用へこどもを考えた場合はそれでも可能だと。

19 着

回数が少ないということですね、それで靴1足、これ2年となっておりますが、靴の場合は制服、作業服は各々わかれていますが、靴の場合はですね、作業の時点でもけくなさうし、又制服の場合も使用方法と異なっています。2ヶ年間貯まっているかどうかですね。

消防長

消防団員の活動といいますから、大体常時の作ものは少ないので、いかにも出動ですかね、出動の場合が問題にはけてくると見えます。しかし、出勤でも年間を通じまして20回ぐらいあるのがの程度でございます。これは消防団員の招集につきましては、どうしても職員は今の職員で（下記の）もしくは、公表しても次の事例を出

といふから、実は職員が全部出られない
どうしても第1待期で団員を何とかんとい
かんと、危険だといふときにやつていうふうな状
態であります。消防職員の常勤でも1ヶ月で大
丈もつてあります。毎日これはつけてありますし訓
練もこれは団員と詰めにやらねーくらい回数は
多いし、へいせーでもちうとけいてあるし、それでも
1年間ははれてあります。それでも1年間は使ってか
ります。それがいいますと、団員の2ヶ月といふのは
使用については差しつかえないと見えます。

19 総 はい、終ります。

1 総
任用の第3条に、団長は消防団長が任命
する。団員は市長の承認をえて団長が任命する
という任用でござりますが、分限の第5条、それか
ら總務の第6条の中に任命権者とありますが、
この5条は任命権者は誰をさしてしまが。

消防長
任命権者とはこの第3条に基づいた任命権者
に仕えが、当然ですが、結局、団長にあっては
任命権者は市長に仕えと、又他の団員につ
いては団長が任命権者に仕えと。

1 総
. じゅ、5条、6条の任命権者は団長ですか。
宣教課市議会

ういう意味ですか。市長ですか。どうう解釈ですか。

消防委

団員というのは、これは団長も団員の中には入って---。

1 番

市長ですね、団長の場合は市長。

議 员

ほんにだけれど進行いたしました。議案第76号に
つましては、質疑の段階で継続審議にした
いと覺えますか。ご異議ございませんか。

議 员

ご異議ございませんので、議案第76号 宜野
湾市消防団員の定員、仕事、給与、服務等に
關する条例の全部を改正する条例につきましては、
継続審議いたします。

議 员

日程第15、議案第77号、宜野湾市水道事業の
設置等に関する条例についてを議題といたします。
本案につき、趣旨説明を求めます。

常 葉 課 長

「宜野湾市水道事業の設置等に関する条例に
ついて、趣旨説明を行ないます。本土復帰に伴い

宜野湾市議会

いわゆる根拠法令が違つて本土の公営企業法に全面的に適用されないので、今まででは条例もばらばらであつた點であります。本土法に基いて一つのいわゆる水道事業の設置とか基本計画、これは地方公営企業法の第4条に基いて条例審議に行つてからますので、いわゆる水道事業の設置とか経営の基本、組織それから運営方費産の取得及び交付、そういうものが一つの条例でまとめられかのようになつてあります。それで職員の賃償責任の状況、それから負担金の支給等の後援等の条例でうたつようになつております。今までいわゆるばらばらで4つ(五の条例)にわかれていましたが、こういうふうになつております。何かご質疑があればお答えいたします。

議長

本案について質疑を許します。

19番

第2条の2項ですね、總括区域がですかね、下の伊佐市で伊佐大山、東光島、守地泊及び大謝石の各一部になります。どうなつたかであります。これはどういう意味でありますか。

議長

この伊佐大山、東光島、守地泊、大謝石であります。田舎け地帯でありますので、その部分を除いたために――

19 番

レガレ、給水というのはどの家庭にやる話でし
た。

営業課長

せりと、家庭にセリヨウけど、全部田んげに
してあります。そこを給水区域に入れる必要
はない話ですか。

19 番

これはあたりまえですよ。これは上水道は給
水するというのはですね、家庭にやるんであります。田
んげにはやりません。

営業課長

だから問題はどの地域ですか。どの地域
は除くんです。一応給水区域といふのはどこ
どこいう範囲がありすからね。

19 番

そういう範囲に立つたらはですね、全区域
に言えと覺えてます。全区域に烟もあらし
これは5号線沿いでも田んげばかり3万戸。
そういうところはもうやる話ですか。そういう範囲
は作りたままであります。水道の給水を田んげ
とか煙とか空地とか、そういうことはありませ
ん。家庭にですよ。あくまで。

営業課長

だからですね、給水区域を明確にうたわ
いといがん諒でおからわ。こう行って下り地域をう
たわむいていかん諒です。今まではですね、市の
一円とあるというふうな説明をやつておられました
が、こういう説明は近代的なものであるので、そ
ういう字をちやんと下せといふ。これは厚生省の水
道課の方からですね、指示を表されました
ね。今までは宜野湾市一円と漠然といれて
ます。レターフォント表記はいかがいと、各字のじ
ニゼン、四角字のですね。困りますといふのは近い将
來給水の見込みがござる諒ですわ。さあそぞ改
正されればいい諒でおからわ。

議長

从今、完刻午時でありまわが、本日の日程が
予定終了してしませんので、時間の延長すること
にご異議ありませんが。

議長

ご異議ありませんので、時間を延長いたします。

19 総

られてですね、給水人口は72,900人というふ
うになつてござる諒ですが、この人口をですか、こう
いうふうに限定をしてしまふとですね、今後ではよ
く問題として蓄水池水道の問題も出てまい
ます。ソラの水も含めてこれから又、居住を
していく方々もおられ、そういうふうにして人口増

509
があれあうしておね、或は外人家族、どういふもの
をやさし、どういう制度付けをやつて行くと、それ
が増大ごとにでおね、改正の必要が出てくろん
じやないかと、もうナレハ表現はせないですか。

営業課長

これけでおね、いわれゆる事業。基本に打りすあの
でね、これは72,900人といふだけであね、85年休
止の競争ではどうどうといふ推計で出された人に
打んでお。たた一漠然とでなくして、これは推計
で85年打んでお。これはうちでにうの計画
がですね、到達した場合は又、最後大体10年
くらゐの計画でておね、給水人に打ち出しが
ないといけない部でお。これは85年1月72,900人
がどういう水道法による推定人口であります。

19 看

この各水量もどういう観点に立っていふ説で
すが。

営業課長

どうでお。これは一つの目標打んでお。

19 看

目標いつどに打いといふ説であります。

議 長

休憩いたしませ。(午後4時1分)
再開いたしませ。(午後4時15分) . . .

議 食

本会につきましては、質疑の段階で、続続いたいと思ひの方か、二回議ございませぬか。

議 食

二回議ございませぬかで、議案第17号宜野湾市北道事業の設置等に関する条例につきしては、続続審議いたします。

議 食

休憩いたしました。(午後4時15分)
再開いたしました。(午後4時16分)

議 食

以上もとより、本日の日程は終了いたしましたので、これで、終了いたしました。

尚、次の本会議は5月1日、日曜日、午前10時から再開いたします。大変ご苦労さんであります。

散会(午後4時16分)